

指導監査改善報告書

法人名：（福）日光会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(定款の変更について)</p> <p>老人居宅介護等事業の経営について、平成 29 年 3 月 31 日付で事業が廃止されたが、現定款では同事業が法人の事業として記載されており、定款の記載内容と事実とが異なるので、事実 に即して定款の変更を行うこと。</p> <p>なお、現在廃止した事業の実施に向けて検討している場合は、事業開始に向けたスケジュール等を報告すること。</p> <p style="text-align: center;">【添付資料要①】</p> <p>【根拠法令：社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項、社会福祉法施行規則第 3 条第 1 項、第 3 項】</p>	平成 30 年の介護報酬の改訂が決定したのち、事業再開若しくは、否かを意思決定します。	平成 30 年の介護報酬の改訂が決定してから、廃止した訪問介護事業を復活させるか、否かの意思決定をしたいと考えています。 また、廃止を決定したら、速やかに定款変更との手続きを行いたいと考えています。
	<p>(定款細則について)</p> <p>定款細則は作成されているが、理事会の決議が行われていないので、理事会の決議を得ること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号】</p>	平成 29 年 10 月 7 日	理事会の決議を得ました。
	<p>(評議員会の決議事項について)</p> <p>評議員会の決議事項である平成 28 年度の決算、財産目録及び事業報告について、決議が行われていないので、速やかに評議員会を開催し、決議を得ること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 30 第 2 項】</p>	平成 29 年 11 月 24 日	評議員会の承認を得ました。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

【添付資料 要①】：現在廃止した事業の実施に向けて検討している場合は、事業開始に向けたスケジュール等

指導監査改善報告書

法人名：（福）日光会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(評議員会の議事録について)</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日開催の定時評議員会の議事録に、評議員会議事録の必要的記載事項である、議事録作成者の氏名が記載されていないので、記載すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項】</p>	平成 29 年 10 月 6 日	手書きにて、議事録作成者の氏名を記入しました。
	<p>(評議員会の開催について)</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日開催の定時評議員会について、理事会で開催日時、開催場所及び議題等の決議が行われずに評議員を招集し、評議員会が開催されているが、評議員会の開催については、理事会の承認事項であるので、評議員会を開催する際は、必ず理事会の承認を得て開催すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条】</p>	平成 29 年 11 月 10 日	指導を受けてから、最初の評議員会を 11 月 24 日に開催する決議を 11 月 10 日の理事会にて行いました。今後、評議員会を開催する際は、必ず理事会の承認を得て開催するようにします。
	<p>(評議員会、理事会の決議について)</p> <p>評議員会、理事会の決議に、特別の利害関係を有する評議員、理事がいるかいないかの確認が行われていなので、確認を行うこと。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 9 第 6 項、第 7 項及び第 8 項、同法第 45 条の 14 第 4 項及び第 5 項】</p>	平成 29 年 10 月 7 日	指導を受けた直後の理事会の議事録より、「特別の利害関係を有する評議員、理事がない旨」の記載をしております。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：（福）日光会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(評議員、役員の報酬等について)</p> <p>① 評議員の報酬等について、定款では評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給すると規定されているが、評議員会では定められていないので、定めること。 【根拠法令等：定款第9条】</p> <p>② 役員の報酬等について、定款では評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給すると規定されているが、評議員会では、総額並びに支給基準が定められていないので、定めること。 【根拠法令等：定款第23条】</p>	平成30年3月の評議員会	平成29年11月24日に開催した評議員会において、評議員の報酬等の支給の基準（指摘をいただいている①②のこと）を今年度末の評議員会において定めることを決議しました。
	<p>(定款及び役員報酬等の情報公開について)</p> <p>法人の定款及び理事、監事並びに評議員のそれぞれの報酬等支給基準等がインターネットの利用より公表（法人のホームページ等での公表）が行われていないので、行うこと。 【根拠法令等：社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条】</p>	平成30年3月末の予定	法人の定款及び理事、監事並びに評議員のそれぞれの報酬等支給基準等は当法人のホームページに、前項の評議員会で定めた後に公表する予定です。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：（福）日光会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>（理事長の重任にかかる登記について）</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日の理事会で選任された理事長の重任登記が行われていないので、速やかに行うこと。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 29 条第 1 項、組合等登記令第 3 条第 1 項】</p>	平成 29 年 10 月 10 日	大阪法務局に登記申請を行いました。登記が完了した登記簿謄本の写しを添付しました。
本部会計	<p>（経理規程について）</p> <p>経理規程の内容が法令又は通知等に反するため、是正すること。また、その規程に定めるところにより事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表⇒計算書類 ・ 契約関係見直し ・ 寄附金台帳等の台帳作成 等 <p>【根拠法令等：社会福祉法人会計基準（会計省令）、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項】</p>	平成 29 年 11 月 10 日	ご指摘に従い、財務諸表⇒計算書類に修正をしました。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：（福）日光会

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部会計	<p>(積立金について)</p> <p>積立金について、下記項目の是正を行うこと。</p> <p>① 積立金の計上に際して、理事会の承認を得ずに計上されているので、理事会の承認を得て計上すること。</p> <p>② 積立金の名称について、積立金の目的を示す名称が付されていないので、目的に即した名称を付すこと。</p> <p>③ 積立の目的が修繕積立金として積み立てられているが、理事会の承認を得ずに目的外の施設整備費として取崩しを行っている。</p> <p>取崩しを行う際は、理事会の承認が必要であるので、理事会の承認を得てから行うこと。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法人会計基準（会計省令）第6条第3項、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項19】</p>	<p>①平成29年11月10日</p> <p>②平成29年度の決算処理時</p> <p>③平成29年11月10日</p>	<p>①②③平成28年5月25日の理事会にて、平成27年度決算において修繕積立金の計上していることの了承を得ております。また、平成29年6月12日の理事会において、修繕積立金取崩額の計上も承認を得ております。しかし、寄付者より「法人の事業の発展のために使ってほしい」と言われ、寄付を受け取った経緯から修繕積立金として計上しました。この計上の誤りを含め、平成29年11月10日の理事会において承認を頂きました。今後は、このような誤った決算処理をすることのなきよう留意します。</p>
	<p>(本部会計の経費について)</p> <p>役員報酬が法人本部サービス区分以外の他のサービス区分で経費按分をして処理されているが、本経費は法人本部サービス区分で支出されるものであるため、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項6】</p>	平成30年の決算処理日	ご指摘のように、今後の決算処理の際、役員報酬の経費は、法人本部サービス区分とします。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。